

柏原市内指定就労継続支援 B 型事業者 様

柏原市健康福祉部福祉指導監査課長

目標工賃達成加算の算定に係る届出について（通知）

目標工賃達成加算については、前年度の工賃実績が加算要件を満たす場合において翌年度の算定が可能（例：平成 2 5 年度の工賃実績が加算要件を満たす場合は平成 2 6 年度の算定が可能）となりますが、その取扱いについて下記のとおり変更することといたしましたのでお知らせいたします。

1 取扱い変更事項

- (1) 時給換算額の算出の際、これまでは 1 1 0 時間（5 時間× 2 2 日）での算出としておりましたが、実就労時間での算出とします。
- (2) (1) の変更に伴い工賃支払実績表（介給別紙 1 4）の様式を一部変更いたしましたので、加算要件の確認の際は、新様式を使用してください。

2 届出方法等について

(1) 目標工賃達成加算を新たに算定する事業所の届出について

- ① 提出書類
 - ・変更届連絡票
 - ・変更届出書（様式第 4 号）
 - ・介護給付費等に係る体制等に関する届出書（介給届）
 - ・訓練等給付費の算定に係る体制等状況一覧表（介給 1 3）
 - ・就労継続支援（B 型）における目標工賃に関する届（工賃届）
 - ・工賃支払実績表（介給別紙 1 4）

- ② 提出方法 事前に予約のうえ来庁

【裏面へ続く】

- ③ 提出期限 目標工賃達成加算（Ⅰ） 4月30日
目標工賃達成加算（Ⅱ） 8月31日

※提出期限が閉庁日の場合は、提出期限前の閉庁日が期限となります。

※目標工賃達成加算（Ⅱ）については、大阪府施設種別平均工賃の公表後に届けることとなるため、公表時期によって、提出期限が変更となることがあります。大阪府施設種別平均工賃が公表されましたら、あらためてお知らせいたします。

④ 目標工賃達成加算（Ⅱ）の算定に関する留意事項

目標工賃達成加算の算定は届出完了後に算定が可能となりますので、4月サービス利用分から届出受理の前月のサービス利用分までの請求については、当該加算を算定せず、届出完了後に過誤申し立てを行っていただき、加算を含めた再請求を行っていただきますようお願いいたします。

(2) 前年度から引き続き目標工賃達成加算を算定している事業所の場合

① 留意事項

目標工賃達成加算を算定している事業所につきましては、毎年度加算要件を満たしているか確認していただく必要があり、加算要件を満たさなくなった場合には、速やかに加算の取り下げの届出が必要となります。ただし、目標工賃達成加算（Ⅱ）を算定している事業所については、大阪府施設種別平均工賃の公表後に加算要件を満たしているか確認できるため、4月サービス提供分以降の当該加算の算定については、加算要件を満たさなくなることが明白である場合を除き、引き続き算定することができます。ただし、大阪府施設種別工賃の公表後に加算要件を満たしていなかったことが確認された場合は、過誤申し立てにより加算を取り下げた請求を行っていただくとともに、加算の取り下げの届出を行ってください。

② 加算取り下げ時の提出書類

- ・ 変更届連絡票
- ・ 変更届出書（様式第4号）
- ・ 介護給付費等に係る体制等に関する届出書（介給届）
- ・ 訓練等給付費の算定に係る体制等状況一覧表（介給13）

③ 提出方法 事前に予約のうえ来庁

④ 提出期限 2（1）の③と同様

【届出先】

柏原市 健康福祉部 福祉指導監査課
TEL 072-971-5202（直通）